

岩手県告示第888号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成25年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 地域地区（臨港地区）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 宮古市日立浜町地先公有水面、臨港通の一部、光岸地の一部、鉾ヶ崎上町の一部、鉾ヶ崎仲町の一部、鉾ヶ崎下町の一部、港町の一部及び日立浜町の一部（別紙図面のとおりに。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター並びに宮古市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。